

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	財政部
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第69号 令和2年10月30日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和2年12月14日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和2年 12月14日
2 契約事務（その1） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和2年 12月14日
3 契約事務（その2） 契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。	令和2年 12月14日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務</p> <p>手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>【事例1】施設マネジメント課</p> <p>※ 土地境界に関する調査証明手数料として令和2年6月10日(水)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月11日(木)までに払い込まなければならないが、同月12日(金)に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">(施設マネジメント課)</p> <p>【事例2】資産税課</p> <p>※ 閲覧手数料として令和2年5月1日(金)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月7日(木)までに払い込まなければならないが、同月13日(水)に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">(資産税課)</p> <p>2 契約事務(その1)</p> <p>契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。</p> <p>※ 令和2年度市県民税賦課事務委託(パンチ業務)については、予定価格が50万円を超えていないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号(規則で定める金額以下のもの)を適用した随意契約とす</p>	<p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>関係職員が、翌日午後に払い込む予定としていましたが、午後の来客対応に時間を要し、指定金融機関等の営業時間(15時)を過ぎてしまったものです。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕</p> <p>当日に払い込みができなかった場合は、関係職員及び係員の業務予定を確認・調整し、翌営業日の午前中には払い込みできるように徹底します。</p> <p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>手数料に係る収入事務において、新型コロナウイルス感染症による出勤調整により、レジ締めを行った者から調定を行う者への引継ぎがうまくなされず、払込みが遅延したものです。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>今回の指摘を受け、徴収した手数料の指定金融機関への払込み、及び調定事務につきましては、複数の職員で点検・確認を行うなど、事務処理を行っております。</p> <p>今後も市財務規則に従い、遅延が無いよう適切な事務処理に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>令和2年度市県民税賦課事務委託(パンチ業務)における随意契約に関する事務が適正にされていない原因については、担当職員の認識不足により、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用すべきものを同項第2号を適用し契約を締結したことによるものです。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>るのが適当であるが、同項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)を適用していた。</p> <p>また、随意契約の理由として「当該事業者を比較した場合、より適切かつ迅速な業務処理が可能となる事業者」とされているが、当該相手方以外では契約の目的が達成できない旨の非代替性について抽象的な表現にとどまり、客観的かつ具体的なものとなっておらず、同項第1号を適用した随意契約とする場合において2人以上の者から見積書を徴することが困難な理由としても、妥当性を欠いていた。</p> <p>(市民税課)</p> <p>3 契約事務(その2)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 市有地(普通財産)の売払いに係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が『契約等の相手方が排除措置対象者であること』又は『公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されていること』のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置」が講じられていなかった。【類例9件あり】</p> <p>(施設マネジメント課)</p>	<p>[措置した内容]</p> <p>今後の契約業務については、財務規則等に基づき、適切な契約方法となっているか十分確認し、適正な事務処理を行うこととします。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>契約前に暴力団であるか否かを警察署に照会していることから、契約書に記載しておりませんでした。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後契約にあたっては、暴力団等の排除に係る契約解除条項を盛り込んだ契約書により事務処理を行います。</p>